

2024年5月31日

2024年度 海外における営業秘密漏えい対策支援事業

事業概要・応募要領

日本貿易振興機構（ジェトロ）知的財産課

日本貿易振興機構（ジェトロ）は、経済産業省受託事業として中国、タイ、ベトナム、インドネシア、インド、欧州（フランス、ドイツ、オランダ、ベルギー、イタリア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、以下欧州という）。において「海外における営業秘密漏えい対策支援事業」を実施します。

事業概要や応募要領は下記のとおりです。

記

1. 事業目的

海外ビジネスを展開するにあたって、自社の経営や技術に関する情報を守ることは極めて重要です。とりわけ海外拠点では、ひとたび流出・漏えいが発生したら取り返しがつかず、企業に深刻な被害をもたらす「営業秘密」の保護を図るためには、限られた人的資源や予算制約のあるなかで、異なる商習慣や労働市場の流動性、取引先の管理体制の相違等に考慮して対応する必要があります。

本事業は、日本企業の中国、タイ、ベトナム、インドネシア、インド、欧州の現地拠点における営業秘密管理体制導入の促進を目的とし、現地の専門家による各種コンサルテーションや社員向けの研修を実施します。また、広く導入事例を公表し、日本企業におけるナレッジの共有を図ります。

2. 事業概要

本事業では、後述の「(A) 専門家による管理職向けコンサルテーション」と「(B) 専門家による管理職・社員向け研修」2種類のサービスを、面談（WEB会議を含む）・電話・メールを通じて提供します。また、コンサルテーション及び研修の終了後にフォローアップ面談を行います。

なお、本事業終了後（営業秘密管理体制導入後）、ジェトロウェブサイト等を通じてサービス利用事例として紹介をさせていただく場合がございます。

(A) 専門家による管理職向けコンサルテーション

営業秘密管理体制の導入を目的として管理職の方を対象に、営業秘密の特定や管理状況

のチェックから、社内規定や管理体制の導入に至るまで、ジェットロガリテインしている現地事情に通じた専門家（現地の法律事務所等）より、コンサルティングサービスを無料にて提供します。

なお、コンサルティング可能な項目は、別紙「海外における営業秘密漏えい対策支援事業ジェットロの提供するサービス内容」を参照ください。

（B）専門家による管理職・社員向け研修

ジェットロガリテインしている現地専門家より、営業秘密の重要性や法的責任等について、社内向けの研修を実施します。

3. 支援対象

- ① 日本企業：中国、タイ、ベトナム、インドネシア、インド、欧州（フランス、ドイツ、オランダ、ベルギー、イタリア、チェコ、ハンガリー、ポーランド）に現地法人・工場・駐在員事務所を有することを予定している日本企業
- ② 現地拠点：上記①の国・地域における、日本企業の出資を受ける現地法人または日本企業の工場・駐在員事務所¹

4. 応募条件

上記支援対象に該当する日本企業、または日本企業の出資を受ける現地法人または日本企業の工場・駐在員事務所であることに加え、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 現地拠点に対するサービス提供を日本側（日本企業）から申請する場合、当該現地拠点が本サービスを受けることを希望していること。
- ・ 日本企業において、国内の営業秘密管理体制構築の経験があること²。
- ・ 事業終了後、ジェットロウェブサイトなどでの本事業の広報（事例紹介など）に協力することに同意すること。

5. 支援時間・期間

・ 1社あたりの専門家によるコンサルティングの時間は、1カ国・地域につき 23 時間までとします。

・ 上記時間は、面談（WEB 会議を含む）・電話・メール等での対応、契約書、規則類 のレビュー、資料作成、研修会での講演、支援後のフォローアップ面談の時間を含み、専門家の出

¹サービス提供の態様に応じて、現地拠点だけでなく日本企業の管理職・社員も研修・コンサルティングに参加可能です。

² 国内外の営業秘密管理体制の整備をこれから検討する企業につきましては、現地拠点（設立予定含む）における対策を国内の専門家に個別相談することができますので、ぜひご活用ください。

個別相談申し込みフォーム：https://www.jetro.go.jp/form5/pub/iga/ts_retain

張に要する時間は含まないものとします。

・支援期間について、採択後から 2025 年 1 月 31 日（金）までとします。

6. お申し込みから、採択、サービス提供までの流れ

（お申し込み）

所定の申請書に必要事項をご記入いただき、ご捺印のうえ、ジェトロ知的財産課宛てに PDF ファイルをメールにてご提出ください。

なお、お申し込み順に審査を進め、順次採択します。予定採択件数に達した時点でお申し込みを締め切りますので、お早めにお申し込みください。

（採択について）

「申込書」受領後、ジェトロより受領確認のご連絡をいたします。その後、適宜、営業秘密管理体制導入の検討状況等をお伺いし、申請要件を満たしているかなどの審査を行ったうえで、改めて採否のご連絡をいたします。

なお、採択件数は、中国、タイ、ベトナム、インドネシア、インド、欧州一部の 6 カ国・地域 で計 18 件程度を予定しています。

（採択後）

保有情報リスト（様式 1）及び情報管理体制セルフチェックシート／専門家コメントシート（様式 2）にご記入の上、ジェトロに提出ください。

（サービス提供までの流れ）

リテイン専門家よりご連絡のうえ、「ジェトロの提供するサービス内容」を基に本事業のサービス内容を説明させていただきます。提出いただいた保有情報リスト及び営業秘密管理体制セルフチェックシート／専門家コメントシートに基づき、専門家と協議のうえ依頼内容の選定と、想定される必要時間数の確認をお願い致します。その後、本事業の利用者、ジェトロ、専門家にて、サービス内容の詳細及び実施時期を確定のうえ実施します。

7. 費用

本事業に基づきジェトロが提供するサービスについては無料です。その他、各社にて営業秘密管理のために必要となる社内措置の導入に係る費用については、各社にてご負担をお願いいたします。

8. お問い合わせ・お申込み先

日本貿易振興機構（ジェトロ） 知的財産課
担当：泉、上原、廣岡、河野

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 8 階

電話番号 03-3582-5198

Email: CHIZAI@jetro.go.jp

以上

「海外における営業秘密漏えい対策支援事業」
ジェトロの提供するサービス内容（例）

（A）専門家によるコンサルテーション

（中国、タイ、ベトナム、インドネシアは日本語または現地語。インドは日本語または英語または現地語（予定）。欧州は日本語または英語または現地語（フランス語、ドイツ語など）

1 営業秘密情報の特定・管理体制や漏えいリスクの確認

営業秘密の特定

管理方針や体制、管理状況に関する確認

・ 管理方針

基本方針やマニュアルの有無

情報管理部門・責任者の有無

・ 物理的・技術的管理状況

社内・所内での物理的管理状況の確認

（秘密表示、分離保管、持ち出し・複製の制限、廃棄等）

情報媒体等の管理状況の確認

（PCセキュリティ、アクセス権、パスワード等）

・ 人的管理状況

従業者・派遣従業者・転入者等（採用時・在籍時・退職時）の管理状況

（雇用契約、就業規則、秘密保持契約、協業忌避義務契約、誓約書等）

・ 社外（関連会社・取引先等）に関する管理体制

外部提供情報の確認

取引先における管理体制の確認

取引先との契約内容の確認（契約書、秘密保持義務条項、監査に関する合意等）

情報漏えいリスクのアセスメント

・ 漏えいの可能性

・ 漏えい時の被害の度合い・影響の検証

・ 導入すべき営業秘密保護体制・措置の提案

2 営業秘密流出防止策の導入

- 社内体制の整備
 - ・ 社内ルールの作成
 - ・ 情報の管理体制の整備（分割保管、アクセス可能人員の制限等）
 - ・ 従業員に関する制度の整備（秘密保持契約、競業忌避義務契約等）
 - ・ 情報セキュリティー・システムに関する整備
- 社外に関する管理体制の整備
 - ・ 外部提供情報の管理等社内体制の整備
 - ・ 関連会社・取引先等に関する管理体制・契約等の見直し
 - ・ 研究開発の委託先（共同研究含む）に関する管理体制・契約等の見直し
- 訴訟対策（事前準備）
 - ・ 備えておくべき証拠の準備
 - ・ 先使用権の確保（公証保全・タイムスタンプ等）
- 他社の営業秘密の混入防止（※流入対策）

（B）専門家による管理職・社員向け研修

（中国、タイ、ベトナム、インドネシアは日本語または現地語。インドは日本語または英語または現地語（予定）。欧州は日本語または英語または現地語（フランス語、ドイツ語など））

	<内容>	<対象>
(1)	営業秘密の概要	管理職、従業員
(2)	関連法（不正競争法、労働法、刑法等）の解説	管理職、従業員
(3)	対象国・地域における営業秘密漏えい事件（判例）の紹介	管理職、従業員
(4)	営業秘密流出リスクと従業員にかかる責任	従業員
(5)	社外取引・転職時の営業秘密にかかる留意点	従業員
(6)	会社のとるべき営業秘密管理措置（社内体制の整備）	管理職
(7)	会社のとるべき営業秘密管理措置（社外に関する管理体制の整備）	管理職
(8)	会社のとるべき営業秘密管理措置（訴訟対策・先使用権の確保）	管理職
(9)	会社のとるべき営業秘密管理措置（他社の営業秘密の混入防止）	管理職
(10)	営業秘密保護措置の導入に関する社内説明会（代理説明）	従業員

以上

※ジェトロがリテインする専門家との協議の結果、上記の内容が変更となる場合があります。